

旧制度適用

南風原町固定資産税課税免除対象地域・地区の概要(沖縄振興特別措置法)

1 観光地形成促進地域(沖縄振興特別措置法第9条)における課税免除

令和4年7月31日までに南風原町内において特定民間観光関連施設を新設又は増設した青色申告者等は、新たに課されることとなった年度以後5年度分、課税免除対象資産について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

対象施設

【特定民間観光関連施設】

(1) スポーツ・レクリエーション施設(11施設)

- ①庭球場 ②水泳場 ③スケート場 ④トレーニングセンター ⑤ゴルフ場
⑥遊園地 ⑦野営場 ⑧野外アスレチック場 ⑨マリーナ ⑩ダイビング施設
⑪ボウリング場

(2) 教養文化施設(7施設)

- ①劇場 ②博物館 ③美術館 ④動物園 ⑤植物園 ⑥水族館
⑦文化紹介体験施設

(3) 休養施設(4施設)

- ①展望施設 ②温泉保養施設 ③海洋療法施設 ④国際健康管理・増進施設

(4) 集会施設(3施設)

- ①会議場施設 ②研修施設 ③展示施設

(5) 販売施設(沖縄県知事指定)(1施設)

※ 宿泊施設、風営業、会員制施設は対象外

取得価額要件

対象施設の用に供する建物及びその附属設備、構築物の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

※ 特定高度情報通信技術活用システム(5G情報通信システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

課税免除対象資産

特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

2 情報通信産業振興地域(沖縄振興特別措置法第 32 条)における課税免除

令和4年7月 31 日までに南風原町内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設又は増設した青色申告者等は、新たに課されることとなった年度以後5年度分、課税免除対象資産について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

対象事業

【情報通信産業】

- (1) 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業
- (2) 電気通信業
- (3) 映画・ビデオ等制作業
- (4) 放送業(有線放送業含む)
- (5) ソフトウェア業
- (6) 情報処理・提供サービス業
- (7) インターネット付随サービス業

【情報通信技術利用事業】

情報通信産業以外の業種に属する事業者が、情報通信技術を利用する方法により商品または役務に関する情報の提供を行う事業等(コールセンター等)

取得価格要件

- (1) 一の設備を構成する減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)で取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
 - (2) 又は、機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額合計額が 100 万円 を超えるもの
- ※ 特定高度情報通信技術活用システム(5G情報通信システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

課税免除対象資産

情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する機械及び装置、家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

3 産業高度化・事業革新促進地域(沖縄振興特別措置法第 37 条)における課税免除

令和4年7月 31 日までに「産業高度化・事業革新措置実施計画」に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設又は増設した青色申告者等(認定事業者)は、新たに課されることとなった年度以後5年度分、課税免除対象資産について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

※ 事前に「産業高度化・事業革新措置実施計画」を沖縄県知事に提出し、認定を受ける必要があります。

対象事業

【製造業等】

- (1) 製造業
- (2) 道路貨物運送業
- (3) 卸売業

【産業高度化・事業革新促進事業】

- (1) デザイン業
- (2) 自然科学研究所
- (3) 特定の電気業

水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、海水温度差発電施設又は設備

- (4) 計量証明業

取得価格要件

- (1) 機械及び装置、特定の器具及び備品並びに工場用の建物等及びその附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
- (2) 又は、機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額合計額が 100 万円を超えるもの

※ 特定高度情報通信技術活用システム(5G情報通信システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

※ 特定の器具及び備品

電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、IC カード利用設備開発研究用の器具・備品(製造業、自然科学研究所、電気業)

課税免除対象資産

製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する機械及び装置、家屋、土地(家屋の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地

とする家屋の建設の着手があった場合に限る。

◎沖縄県の特区・地域税制に関する御質問や事前相談は、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」へお問い合わせください。

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口（公益財団法人沖縄県産業振興公社）

TEL:098-894-6377

e-mail:okitoku@okinawa-ric.or.jp

URL:<https://www.zei-tokku.okinawa/>

◎南風原町ホームページにて、課税免除に関する申請書様式等を入手できます。

TOP>分野>固定資産税, 経済・商工業, 募集・案内

令和7年度 固定資産税の課税免除(税制優遇制度)について

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2024122500017/>

